

課 務 学

学 務 係

1 学校教育

(1) 小・中学校

(ア) 児童、生徒学級

49. 5. 1現在

児童・生徒 学級数 学校名 学年	児童・生徒数							学 級 数							教 職 員 数	
								普 通 学 級						特 殊 学 級		
	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年			6年
福生第一小学校	(10) 637	113	(1) 89	(5) 132	102	(2) 108	(2) 93	18	3	3	3	3	3	3	1	27
〃 第二 〃	815	167	130	121	141	118	138	21	4	3	3	4	3	4		29
〃 第三 〃	883	165	142	177	130	128	141	22	4	4	4	3	3	4		31
〃 第四 〃	430	91	55	79	67	71	67	13	3	2	2	2	2	2		19
〃 第五 〃	475	78	86	84	84	73	70	12	2	2	2	2	2	2		18
〃 第六 〃	636	166	131	112	96	82	49	17	4	3	3	3	2	2		24
〃 第七 〃	268	55	48	49	46	39	31	10	2	2	2	2	1	1		16
小 学 校 計	(10) 4,144	835	(1) 681	(5) 754	666	(2) 619	(2) 589	113	22	19	19	19	16	18	1	164
福生第一中学校	700	245	253	202				17	6	6	5					30
〃 第二 〃	630	231	201	198				16	6	5	5					28
〃 第三 〃	236	101	70	65				7	3	2	2					16
中 学 校 計	1,566	577	524	465				40	15	13	12					74

() は、特殊学級児童生徒数

2 教育振興

(1) 小学校

指導目標(学校教育方針・学校教育指導参照)を基礎にして各教科用備品を購入し、教材

教具の活用を図り、学習指導の効果に努め、更に、児童の健全な学習環境を考え、机・椅子の補充をした。また、学校保健、学校安全会、就学、転入、転出、要・準要保護などの事務を処理した。

学校保健については、児童の健康管理のため、寄生虫・蟻虫卵検査と結核健康診断×線検査並びに本年度から学校保健法施行令の改正により、眼科・耳鼻科及び心臓検査の各検査を実施した。また、予防衛生のうえから、保健室の寝具の消毒を毎月1回行った。

更に、高学年による夏季行事の臨海学校及び林間学校の参加児童・教職員に傷害保険をかけ万全を期した。

今年度から学校施設及び学校業務に起因して、学校が法律上の賠償責任を被った場合に補償する一事故当たり1億円・児童一人当たり1千万円を限度とする学校賠償保険（学校に責任のある場合に限られ、児童に過失があれば相殺）及び児童が学校管理下（登下校途上含む）における傷害事故に関し、児童一人当たり3千円から10万円を学校の責任の有無を問わず支払われる学童団体傷害保険に加入した。

また、新入学児童に対しては、補助教材費（算数セット・ハーモニカ等）を支給して父母負担の軽減を図った。

その他、多摩河原区画整理事業に伴う公団住宅の建設及び第三小学校の児童の増加により、4月から第七小学校を開校し、教育環境の整備を図った。

また、第二小学校においては、開校後100年を迎えたので、100周年記念を行った。

(2) 中学校

指導目標（学校教育方針・学校教育指導参照）を基礎として、各教科用備品の整備を図り、学習指導の効率化に努め、さらに、生徒の健全な学習環境を考え、机・椅子の補充をした。また学校保健、学校安全会、就学、転入、転出、要・準要保護などの事務を処理した。

学校保健については、生徒の健康管理のため、寄生虫・蟻虫卵検査と結核健康診断×線検査並びに本年度から学校保健法施行令の改正により、眼科・耳鼻科及び心臓検査を実施した。

また、予防衛生のうえから、保健室の寝具の消毒を毎月1回行った。

更に、高学年による修学旅行の参加生徒・教職員に傷害保険をかけ万全を期した。

今年度から、学校施設及び学校業務に起因して、学校が法律上の賠償責任を被った場合に補償する一事故当たり1億円・生徒一人当たり1,000万円を限度とする学校賠償保険（学校に責任のある場合に限られ、生徒に過失があれば相殺）及び生徒が学校管理下（登下校途上含む）における傷害事故に関し、生徒一人当たり3千円から10万円を学校の責任の有無を問わず支払われる学童団体傷害保険に加入した。

その他、多摩河原区画整理事業に伴う公団住宅の建設及び第一中学校の生徒の増加により、4月から第三中学校を開校し、教育環境の整備を図った。

(3) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助

ア 要保護児童生徒数

50. 3. 31現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
一 小	0	0	1	0	0	0	1
二 小	1	1	1	2	0	4	9
三 小	2	1	2	1	1	2	9
四 小	0	0	1	0	0	0	1
五 小	0	0	0	0	0	0	0
六 小	0	1	0	0	0	0	1
七 小	0	0	0	0	0	0	0
計	3	3	5	3	1	6	21
一 中	5	3	2				10
二 中	1	1	0				2
三 中	0	0	0				0
計	6	4	2				12

イ 準要保護児童生徒数

50. 3. 31現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
一 小	2	3	3	2	5	1	16
二 小	7	3	4	8	5	5	32
三 小	2	2	7	6	6	5	28
四 小	0	2	2	0	3	2	9
五 小	0	1	1	3	1	0	6
六 小	3	3	0	3	2	1	12
七 小	0	0	0	1	1	0	2
計	14	14	17	23	23	14	105
一 中	11	13	13				37
二 中	9	9	6				24
三 中	1	1	1				3
区域外就学	0	0	1				1
計	21	23	21				65

ウ 就学援助費支給状況

	学用品費		新入学児童生徒学用品費		給食費		修学旅行費		校外活動費		教材費		卒業アルバム代		支給額計
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	
一小	人 16	円 91,080	人 2	円 20,000	人 16	円 313,200	人 1	円 7,270	人 16	円 2,150	人 16	円 20,260	人 1	円 2,200	円 456,160
二小	30	164,570	5	50,000	32	570,900	6	27,000	26	3,200	32	24,720	9	25,200	865,590
三小	28	160,583	2	20,000	28	545,400	7	33,600	28	5,920	28	34,560	7	2,520	800,583
四小	9	49,870	0	0	9	178,200	3	12,615	9	1,170	9	9,570	2	4,000	255,425
五小	5	27,590	0	0	6	99,000	0	0	5	630	6	4,999	0	0	132,219
六小	12	65,295	3	30,000	12	223,200	1	6,500	12	1,680	12	24,270	1	1,845	352,790
七小	2	12,060	0	0	2	39,600	0	0	2	280	2	2,880	0	0	54,820
一中	35	351,606	10	120,000	20	288,400	14	273,210	30	4,744	37	47,940	15	48,000	874,340
二中	24	251,250	9	108,000	24	58,974	5	97,275	18	4,500	24	63,465	6	17,700	601,164
三中	3	31,350	1	12,000	0	0	1	19,235	3	240	1	1,020	1	2,000	65,845
計	164	1,205,254	32	360,000	149	2,057,314	38	476,705	149	22,514	167	233,684	42	103,465	4,458,936

教 職 員 係

1 職員の状況

(1) 小学校

50. 3. 31現在

教科 学校	校長	教頭	全科	音楽	図工	家庭	養護	特殊	事務員	計	休職
一小	1人	1人	18人	1人	1人	1人	1人	2人	1人	27人	人
二小	1	1	22	1	1	1	1		1	29	
三小	1	1	23	1	1	1	1		2	31	
四小	1	1	13	1	1		1		1	19	
五小	1	1	13	1			1		1	18	1
六小	1	1	18	1	1		1		1	24	
七小	1	1	10	1	1		1		1	16	
計	7	7	117	7	6	3	7	2	8	164	1

(2) 中学校

50. 3. 31現在

教科 学校	校長	教頭	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健		技術	家庭	英語	養護	事務員	計	指導
									男	女							
一中	1人	1人	4人	3人	3人	3人	2人	2人	2人	1人	2人	1人	3人	1人	1人	30人	1人
二中	1	1	4	3	3	3	1	1	2	1	2	1	3	1	1	28	
三中	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
計	3	3	10	7	7	7	4	4	5	3	5	3	7	3	3	74	1

2 人 事

昭和49年度中に異動した教職員

(1) 小 学 校

事 由	職 名	人 員	備 考
転 出	教 頭	1 人	市内転 1 人
"	教 諭	2 4	市外転出 1 4 人 市内転 1 0 人
退 職	教 諭	1	
"	事 務 職 員	1	
転 入	校 長	1	市内転 1 人
"	教 頭	2	市外転入 1 人 市内転 1 人
"	教 諭	2 2	市外転入 1 4 人 市内転 8 人
"	事 務 職 員	1	市外転入 1 人
採 用	教 諭	9	
"	事 務 職 員	1	
"	産休補助教員	4	
"	講 師	1 2	4 9 年度中の採用延人員

(2) 中 学 校

事 由	職 名	人 員	備 考
転 出	教 諭	9 人	市外転出 1 人 市内転 8 人
退 職	教 諭	1	
転 入	校 長	1	市外転入 1 人
"	教 頭	1	市内転 1 人
"	教 諭	1 3	市外転入 5 人 市内転 8 人
"	事 務 職 員	1	市外転入 1 人
採 用	教 諭	7	
"	講 師	1 6	4 9 年度中の採用延人員

3 給 与

市内小、中学校教職員給与等は、東京都から本市に執行委任された予算で支給されるが、昭和48年9月1日から給与等の一部が東京都立学校電算に導入されたため執行委任の額は減少しているが、支給事務そのものには変わりはなく、したがって、その執行にあたっては、事務処理に留意し、万全を期して給料、職員諸手当、期末勤勉手当及び講師報酬等を支給した。

昭和49年度中に執行した予算額は、次のとおりである。

執行委任額	1 9, 2 5 6, 9 5 0 円
決算額	1 9, 1 0 0, 4 8 1 円
対象人員	2 7 2 人
一般教職員	2 4 0 人
産休補助教員	4 人
講 師	2 8 人

指 導 係

1 学校教育の方針

(1) 小学校

ア 学校経営、学年経営、学級経営

(ア) 学校の教育目標が各学年、学級を通じて児童ひとりひとりの望ましい人間形成に具現されるよう努める。

(イ) 教師は、児童の個性と能力を正しく理解し、心の交流が十分図れるようにする。

イ 教育課程、学習指導

(ア) 教育課程の編成に当たっては、地域児童の実態に基づき調和と統一のとれるようにし、その実施に当たっては、児童に正しく身につくよう努める。

(イ) 学習指導に当たっては、目標を明確にし、内容の精選を図り、指導の改善に努めるとともに、児童の学習意欲が育つようにつとめる。

(ウ) 学習環境を整え、教材教具の活用に努め、学習指導の効率を高めるようにする。

(エ) 適正な学習評価が行われるようにする。

ウ 道徳、生活指導

(ア) 児童の心にふれあって、その道徳性と社会性が正しく養われるよう、学校教育全体の中で計画的に指導をすすめる。

(イ) 生活指導の組織を生かし、効果的な指導をするよう努める。

(ウ) 家庭、地域社会との連携を図り、校外における生活が、自律的に行われ望ましい生活態度の育成に努める。

エ 健康、安全教育

(ア) 児童の体力の向上につとめるとともに、心身の調和のある発達をうながすように努める。

(イ) 児童の生命尊重に万全を期し、安全指導の充実に努める。

オ 情操、科学教育

(ア) 学校教育全体を通じて、人間性豊かな心情が培われるように努める。

(イ) 科学的なものの見方、考え方を伸ばすように努める。

(2) 中学校

ア 学校経営、学年経営、学級経営

(ア) 学校経営にくふうをし、望ましい教育活動の推進を図る。

(イ) 教師は個々の生徒の理解につとめ、心の交流が十分に図れるように配慮するとともに、教科担任との連絡を密にし、学級経営の充実に努める。

(ウ) 学年経営をくふうし、学年内相互の連絡がとれるように努める。

イ 教育課程、学習指導

(ア) 教育課程の編成に当たっては、地域生徒の実態をふまえ、調和と統一のとれるように努める。

(イ) 教科領域の指導に当たっては、指導のねらいを明確にし、指導内容の精選、指導法の改善に努める。

(ウ) 教材、教具の効果的な活用に努め、学習の効率を高めるように努める。

(エ) 適正な学習評価が行われるようにする。

ウ 道徳、生活指導

(ア) 学校教育全体の中で道徳教育をすすめ、生徒の徳性を高めるように努める。

(イ) 教科、領域の指導の中で生活指導の徹底を図り、生徒との心の交流に努める。

エ 健康、安全教育

(ア) 体育、クラブ活動その他の教育活動を通して、体力の増強を図り、健康な生活が営めるようにする。

(イ) 校内、校外における安全指導の充実に努め、生徒の生命尊重に万全を期する。

オ 情操、科学教育

(ア) 人間性豊かな心情を培い、科学的態度を身につけるよう指導に努めるとともに、学校における環境づくりに配慮する。

カ 進路指導

(ア) 個々の生徒の適性をは握し、進路指導の充実に努める。

2 指導関係事業

(1) 学校訪問、研究会訪問

学校訪問及び各種研究会への訪問による助言指導を行ってきた。

(2) 研修事業

昭和49年度は、次の研修会を実施し、教職員の資質の向上を図った。

ア 学校経営研修会	4回
イ 学年、学級経営研修会	3回
ウ 道徳教育研修会	3回
エ 新規採用教員研修会	13回
オ 教務連絡会	11回
カ 養護連絡会	11回
キ 校外指導連絡会	11回
ク 同和教育研修会	2回

- ケ 心身障害教育研修会 4回
- コ 毛筆書写実技講座 4回
- サ 中学校体育クラブ指導者講座 3回

(3) 研究発表校

- ア 文書発表実施校 福生第二小学校
福生第六小学校

(4) 音楽鑑賞教室 1回

(5) 教職員に対する教育研究委託

- ア 学校経営調査研究委託
- イ 学校事務研究委託
- ウ 学校養護研究委託
- エ 研究発表校研究委託
- オ 社会科副読本等改訂調査研究委託
- カ 研究員研究委託
- キ 中学校教科書採択調査研究委託
- ク 心身障害教育調査研究委託

(6) 指導関係資料の刊行

- ア 指導要覧
- イ 研究紀要
- ウ 改訂社会科指導計画
- エ 教育相談のしおり
- オ 心身障害児教育のあゆみ

(7) 心身障害教育の推進

ア 方針

- (ア) 心身障害教育と、普通教育との交流をすすめ、相互理解を深め、協力体制を確立する。
- (イ) 一人一人の児童・生徒の適性の発見と伸長につとめ適切な指導を展開する。
- (ウ) 児童・生徒が障害を主体的に克服し、自己の特性を生かすとともに意欲的に生活する態度と、さまざまな環境に適応できる能力を育てる。
- (エ) 安全指導を徹底し、児童・生徒の生命尊重に万全を期する。

イ 心身障害児学級

福生第一小学校に、福原学級として開設された心身障害児学級も3年目を迎え、入級児童10人を数えるに至った。

ウ 心身障害児教育運営委員会

心身障害児教育推進のため組織として、心身障害児教育運営委員会を、次のような構成によって設置している。

- P T A 会長 8 人 (新設校会長未定)
- 小中学校長 1 0 人
- 教 諭 1 1 人
- 教育委員 4 人
- 教育委員会事務局 若 干

エ 心身障害児教育運営委員会の活動

運営委員会のなかに実行委員会をおき、調査・研究・広報・入級指導・入級判別等の実際活動を推進してきた。

(8) その他

科学教育センター

小学校は、青梅第一小学校を会場とし、福生市立小学校の児童も、ここに参加し、研究した。

中学校は、青梅第二中学校に西多摩地区の本室がおかれ、ここに生徒が参加し、研究を行った。

3 教育相談

(1) 相談案件数

学 年 性 別	幼児		小1		小2		小3		小4		小5		小6		中1		中2		中3		合 計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
知能・学業に 関するケース	1	2	5	3	2		1				1									1		11	5	16
性格・行動に 関するケース	1	1		2			1					1			2							4	4	8
進路・適性に 関するケース	6	8		1			1								1							7	10	17
身体・神経に 関するケース			4	2	2		1			1			1									7	4	11
計	8	11	9	5	7		1	3		2		1	1		3			1			29	23	52	

(2) 終結までの回数

	1回	2回	3回	4回	8回	計
人 数	28	18	4	1	1	52
延べ回数	28	36	12	4	8	88